

令和8年6月25日

第36回村上市農業委員会会議録

第36回村上市農業委員会総会を令和8年6月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
16 番	加	藤	孝平				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
議案第4号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	東
事 務 局 次 長	中 村
事 務 局 係 長	田 島
事 務 局 主 任	蒲 澤

東局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第36回村上市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は議席番号9番、阿部正一委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号16番、加藤孝平委員の3名でございます。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数でありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同会議ですので、推進委員の方にもご出席いただいております。本日の欠席の推進委員は議席番号2番、鈴木雅之委員、議席番号13番、鈴木奈津紀委員、議席番号19番、木村壽一委員の3名でございます。よって、農地利用最適化推進委員の出席者は16名です。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

東局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。恒例により議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第36回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号17番、佐藤委員、議席番号18番、大倉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

田島係長

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

1ページを御覧ください。今月は、使用貸借が2件、贈与が1件、売買が6件、合わせて9件でございます。

初めに、使用貸借の案件について説明いたします。番号1番、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積717平米、契約の種別が

使用貸借による権利の設定、契約の内容は、期間10年間、賃料は無償となっております。

次に、番号2番、貸人、新潟市〇〇〇〇、〇〇〇〇ほか1名、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積2,097平米、契約の種別が使用貸借による権利の設定、契約の内容は、期間が10年間、賃料は無償となっております。

続きまして、贈与の案件でございます。番号3番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積計1,492.76平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらの案件につきましては、譲渡人が高齢になり、今後の管理を引き受けてくれる方を探していたところ、知人からの紹介により譲受人を紹介してもらった結果、贈与することで話がまとまったということで伺っております。

続きまして、売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積181平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。番号5番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積120平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

番号4番と5番につきましては、隣接しており、今後譲渡人が育苗ハウスを建設する予定ということで伺っております。

次に、番号6番、譲渡人、神奈川県〇〇〇〇、〇〇〇〇ほか1名、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積399平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。こちらの案件につきましては、譲受人が当該農地に隣接する住宅の購入に当たりまして、農地も併せて取得したいとのことから、このたび申請するものであります。

次に、番号7番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積計641平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、番号8番、譲渡人、胎内市〇〇〇〇、亡〇〇〇〇、相続財産清算人、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田3筆、7,408平米、畑2筆、771平米、地積計8,179平米、契約の種別が所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。番号9番、譲渡人、新潟市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、新潟市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、49平米、畑1筆、105平米、計154平米、契約の種別が所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。当該農地は、譲受人の所有地と隣接しておりまして、譲受人が定期的に帰郷し、まとめて

管理していたところであります。譲渡人から今後の管理について相談を受け、売買することで話がまとまり、このたび申請するものであります。

続きまして、位置の説明をいたします。

(位置説明省略)

位置図の説明は以上でございます。

以上、説明いたしました9件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、最初に番号8番につき審議をいたしますので、議席番号4番、高橋委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(4番 高橋大亮君退席)

石山会長

それでは、番号8番につき審議をいたします。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、番号8番、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号8番、許可することに決定いたしました。

(4番 高橋大亮君着席)

石山会長

高橋委員、番号8番、許可することに決定いたしました。

それでは、番号8番を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

12ページ御覧いただきたいと思います。番号1、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、297平米、転用目的は住宅建築敷地、契約の種別は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を検討し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積77.84平米です。

続きまして、番号2、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、314平米、転用目的は駐車場及び車庫建築敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第2種農地、申請者は新たに駐車場及び車庫を建設するための土地を探していたところ、自宅脇の申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。車庫、木造平家建て1棟、2台分となっております。建築面積91.3平米、駐車場4台となっております。

続きまして、13ページ御覧いただきたいと思います。番号2と隣接する土地でございます。番号3、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は番号2と同じでございます。土地につきましては1筆、224平米、転用目的は番号2と同じでございます。契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分以降は、番号2と同じなので、省略させていただきます。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、番号1番につき報告を願います。

推進委員1番、阿部委員。

阿部高幸推進委員

推進委員の阿部と申します。議案第2号、番号1番の案件につきまして、6月8日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、農業委員2名、推進委員3名、事務局からは中村次長が出席し、荒川支所にて説明を受けた後、現地調査を実施しました。今回の申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が通勤の面や子供の成長に伴い、新たに住宅を建設するに当たり土地を探していたところ、申請地が条件に適していた

ことから、転用申請するものです。現地では、代理人の〇〇〇〇立会いの下、調査を実施いたしました。申請は、集落内に位置する農地であったことから、土地選定について確認したところ、周辺の住宅など荒川地域の条件に合う非農地を探していたものの見つからず、やむを得ず農地転用の申請になったとのことでした。被害防除計画といたしましては、盛土はせず、水道、下水道につきましては道路に埋設されている管に接続し、雨水につきましては施設内で地下浸透で処理するものとしたしました。また、周囲には農地はあるものの、所有者からの同意を得ております。

ぜひとも審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

続いて、番号２番、３番について、調査報告をお願いいたします。

推進委員６番、本間委員。

本間賢二推進委員

推進委員６番、本間です。議案第２号、番号２、３の檜原地内の案件につきまして、６月９日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、農業委員５名、推進委員５名、事務局からは中村次長、鬼原主査、朝日支所からは産業建設課の園部副参事が出席し、支所で説明を受けた後、現地へ移動しました。現地では、代理人の行政書士立会いの下、現地調査を実施しました。今回の申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が自宅近くで駐車場を探していたところ、申請地が条件に合ったことから転用申請するものです。申請場所は、〇〇〇〇集落の東側に位置し、申請者の自宅に隣接する農地であります。被害防除計画としましては、盛土などはせずに、周囲にはコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲の土砂の流出が起きない計画となっております。車庫は木造平家建てで、給排水設備は道路に埋設されている上下水道へ接続し、雨水排水につきましては道路側溝へ接続する計画となっております。周囲には申請者の農地が１筆ありますが、隣接する農地はほかにはありません。以上により周囲の農地への土砂の流出がないことや、周囲の農業用施設の利用もないことなどから、朝日地域としましては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第２号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第２号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請については許可することに

決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

蒲澤主任

それでは、16ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借が7件で、合わせて8件でございます。

それでは、番号1番から、使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか4筆、地積合計7,769平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は貸人負担であります。

以上が使用貸借の設定でございます。

続きまして、16ページの番号2番からは賃貸借の設定でございます。

番号2番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか2筆、地積合計11,897平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年で、借賃、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担であります。

以降、17ページ、番号8番までが賃借権の設定でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、議案第3号については議長である私が議事に参与できませんので、退席し、職務代理人から議長をお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、会長に代わりまして、私のほうから進行をさせていただきます。

番号1番から8番について、ご意見、ご質問がある方はございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

板垣職務代理

ご意見、ご質問はないようでありますので、番号1番から8番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございます。それでは、番号1番から8番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付いたします。

(1 番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、番号1番から8番まで、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することといたしました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは次に、議案第4号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

東局長

そうしましたら、議案書の18ページになります。議案第4号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。別紙、村上市農地利用最適化推進委員名簿の者を村上市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員につきましては、令和8年4月13日から5月12日までの30日間募集しまして、定員19人のところ、20人の応募がありました。その後、6月18日開催の村上市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会で書類選考を実施しております。

それでは、本日配付させていただきました別紙、村上市農地利用最適化推進委員名簿を御覧ください。委嘱しようとする委員は、村上地区で、中村淳氏、東海林善雄氏、近藤和明氏の3名、荒川地区で、小林康弘氏、渡邊一男氏、阿部高幸氏の3名、神林地区で、竹内茂氏、齋藤裕助氏、木村賢次氏、大倉毅氏、天井貞夫氏の5名、朝日地区で、貝沼一夫氏、鈴木寿憲氏、飯沼洋二氏、中山美穂氏、中山平二氏、本間賢二氏の6名、山北地区で、河面和芳氏、本間俊樹氏の2名をそれぞれ適任と考え、委員定数である19人を委嘱するものであります。19人のうち6人は新たに委嘱する者であり、そのほかの13人につきましては農業委員経験も含め、引き続き委嘱するものであります。任期は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間となります。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、最初に神林地区、議席番号18番、大倉委員が議事に参与できませんので、退席を願います。

(農業委員18番 大倉 毅君退席)

石山会長

それでは、神林地区、番号4番、大倉委員につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

神林地区、番号4番、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、神林地区、番号4番、大倉委員を承認することに決定いたしました。

(農業委員18番 大倉 毅君着席)

石山会長

大倉委員、承認することに決定いたしました。

神林地区、番号4番を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案は以上であります。

議案として皆様方から。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようであります、事務局ありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議事については以上といたします。

次に、休憩を取りませんので、引き続き協議、連絡事項に入りますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

・ 協議、連絡事項ほか

時に午後2時50分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和8年6月25日

村上市農業委員会

会 長 石 山 章

同議事録署名委員

委 員 佐 藤 健 吉

委 員 大 倉 毅